

富士市訪問看護ステーションが

オープンしました

家庭で療養している皆さんのお宅へ

私たち訪問看護婦が伺います

県東部の公立では初めての在宅看護サービスの拠点、「富士市訪問看護ステーション」が保健女性センターにオープンしました。

病気や障害、高齢であっても、家庭や地域で生活し続けたい。誰もがそう願います。

しかし、家庭で療養生活をするには、さまざまな支障が出てきてしまう。そのようなとき、この訪問看護ステーションを御利用ください。

家族の皆さんと一緒に、私たち訪問看護婦がかかりつけの医師と連携をとり、安心して自宅で療養するためのお手伝いをいたします。





▲鈴木清見市長に見送られ、初めての訪問看護へ出発式

4月1日 訪問看護ステーション開所式

富士市訪問看護ステーションの開所式が保健女性センターで行われました。訪問看護とは、家庭で療養する障害者や病気の人の、看護やその人に必要な医療上の処置を主治医の指示を受けながら行うもの。式典で市長は、「高齢社会に向けて、在宅医療に欠かせない訪問看護ステーションの開所は、大きな意味を持つ重要な事業。オープンしてよかったといわれるような施設を目指したい」とあいさつするとともに、「医師会を初めとする関係者への協力を要請しました。式典終了後、出席者全員で訪問看護第一号の出発を拍手で見送りました。



▲保健女性センター3階の事務所では、在宅看護についての相談を行っています

時代の要望により

誕生しました

どんな障害を持っていても、どんな病気を抱えていても、住み慣れた地域や家庭で生活したいと多くの人が希望しています。しかし医療処置が必要な人や、家族の状況によっては在宅での療養が困難な人たちがいます。富士市訪問看護ステーションは、在宅の療養者が抱える諸問題を解決しながら、質の高い看護を均等に受けられることを目指した、まさに時代の要望により誕生した在宅看護の拠点なのです。公立ではまだ数が少ないため、各方面からの注目度が高く、この訪問看護ステーションの責任は重大です。市では富士市医師会を初めとする多くの関係者との連絡調整を行い、高齢社会に対応していきます。

大切なのは

コミュニケーションです

富士市訪問看護ステーションは、看護経験が豊富で、技術的にも優秀な看護婦七人でスタートしました。

この看護婦が、皆さんのお宅を訪問し、かかりつけの医師の指示のもと医療処置や日常生活の支援、家族への助言や相談など、医療を基盤とした看護サービスを行います。訪問する家庭や患者の状態などさまざまですが、患者をいたわ

る心を忘れず、介護をされる家族の皆さんとのコミュニケーションを大切にし、その人に一番合った在宅看護を行い、療養生活の支援をしていきます。

遠慮せずに御相談ください

けがや病気で入院した患者は、全快して退院できる人ばかりではなく、家庭に帰ってから治療や回復訓練に専念しなければならぬ人も少なくありません。本人はもちろん、家族の皆さんも突然の対応に困惑してしまうのは当然のことです。目の前の現実を乗り切るすべは、一人ではなかなか見つけれません。遠慮せずに富士市訪問看護ステーションへ御相談ください。患者と家族の皆さんの事情に沿った療養生活の方法を提供いたします。



保健女性センター
福島 保 所長補佐

訪問看護ステーション利用案内



自宅での療養生活や、介護のことなど、
気軽に御相談ください

◇利用できる日時や回数は

開業日時 祝祭日、年末年始を除く
月曜日～金曜日 8:30～17:00
訪問回数 原則として週3回以内で、
1回につき30分～1時間30分

◇看護の内容は

- 病状観察
- 床ずれの処置
- 体位交換やリハビリテーションの実施、相談など
- カテーテルなどの医療器具の管理
- 排せつの介助や体をふくなどの身の回りの世話
- その他主治医の指示によるもの

◇利用できる人は

- 病気やけがなどで、寝たきりかこれに準ずる状態の老人医療受給者で、訪問看護の必要を主治医が認めた人
- 難病患者、重度障害者、末期のがん患者などで、訪問看護の必要を主治医が認めた人



◇申し込み方法は

かかりつけの医師が発行する「訪問看護指示書」を訪問看護ステーションへ持参してください。
訪問看護婦が訪問看護指示書に沿った計画書を作成して、最適な処置を行います。

◇看護についての相談は

「交通事故で重度の障害を持ってしまった」「病状の末期を家庭で過ごしたい」など、在宅療養を行うことになるきっかけはさまざま、それに伴う困難が付きまといまいます。そのようなときは、遠慮せずに富士市訪問看護ステーションへ御相談ください。安心して在宅療養が続けられるための、適切なアドバイスを豊富な知識を持ったスタッフがを行います。

◇利用料（自己負担分）（4月1日現在）

基本料金 老人医療受給者は、訪問1回につき250円。それ以外の方は、各自の医療保険制度の負担割合の額

※交通費は、1回の訪問につき500円です

延長料金 2時間を超えた30分ごとに1,200円加算

※疾病によっては「公費負担制度」などが利用できますので御相談ください

保険の種類			1カ月の訪問回数				
			1日(回)	2日(回)	3日(回)	4日(回)	12日(回)
本人負担分	1割負担	社会保険本人	1,235円	2,055円	2,875円	3,695円	10,255円
	2割負担	社会保険退職者	2,470円	4,110円	5,750円	7,390円	20,510円
	3割負担	国民健康保険本人・家族 社会保険被扶養者	3,705円	6,165円	8,625円	11,085円	30,765円
		老人医療受給者	250円	500円	750円	1,000円	3,000円
交通費			500円	1,000円	1,500円	2,000円	6,000円

訪問看護の申し込み・問い合わせ

富士市訪問看護ステーション ☎62-6311

(富士市保健女性センター3階) FAX 62-9500